

管理 No.	I 033
--------	-------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署：環境部 廃棄物対策課
(産業廃棄物対策係 / 内線:71-2226)

根拠区分	法律・条例	
許認可等の名称	産業廃棄物処理施設の構造、規模の変更の使用前検査	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)
	根拠規定条項	15条2の6-2
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。) (昭和45年法律第137号)
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。) (昭和46年厚生省令第35号)
	奈良市産業廃棄物処理指導要綱(以下「要綱」という。) (平成14年奈良市告示第141号)	
基準規定条項	産業廃棄物処理施設の構造に関する基準(以下「構造基準」という。) (平成14年)	
	奈良市産業廃棄物処理施設設置等に係る事務取扱要領(以下「要領」という。)(平成14年)	
審査基準	要綱 第5条 処理施設の構造基準遵守(構造基準に定めるところによる) 第16条 処理施設の検査(技術上の基準等に適合すること)	
標準処理期間 (経由機関の日数)		
本票の作成日	平成 年 月 日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <p>15条2の6-2 (変更の許可等)</p> <p>第十五条の二の六</p> <p>2 第十五条第三項から第六項まで及び第十五条の二第一項から第四項までの規定は、前項の許可について、<u>同条第五項の規定は、前項の許可を受けた者について準用する。</u> (許可の基準等)</p> <p>第十五条の二</p> <p>5 前条第一項の許可を受けた者（以下「産業廃棄物処理施設の設置者」という。）は、当該許可に係る産業廃棄物処理施設について、都道府県知事の検査を受け、当該産業廃棄物処理施設が当該許可に係る<u>前条第二項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。</u></p> <p>法第十五条の二第一項</p> <p>(1) 施設の設置に関する計画が、技術上の基準に適合していること。（施行規則に定めるところによる。）</p>